

重要

令和2年1月1日から

インフルエンザにかかった場合の証明書が変わります

【令和2年1月からの対応】

	手 順
①	<ul style="list-style-type: none">・発熱、頭痛、腹痛、咳などの症状で、医療機関に受診する場合 →受診時に「インフルエンザ罹患証明書」を持参する。・診断結果がインフルエンザだった場合 →医師に「インフルエンザ罹患証明書（医師記入欄）」を記入してもらう。
②	インフルエンザにかかったこと、インフルエンザの型を 学校に電話で連絡 する。
③	熱が下がるまで、 毎日、家庭で朝・夕の体温測定を行い、「インフルエンザ罹患証明書（保護者記入欄）」に記録する。 （記入例を参考）
④	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過したところで、「インフルエンザ罹患証明書（保護者記入欄）」に署名・捺印し、登校（登園）する。
⑤	「 罹患証明書（経過報告書） 」を 学校（園）に提出 する。

令和2年1月からインフルエンザ対応の変更のポイントとお願い

- ・病院受診は初回の診断時、**1回のみ**になります。登校許可証明をもらいに行くための受診はなくなります。
 - ・発熱などのかぜやインフルエンザ症状があるときは、**受診の際に「インフルエンザ罹患証明書」を持参**してください。
 - ・発症日を0日とし、**5日を経過し、かつ熱が下がって2日を経過するまで出席停止**となります。出席停止日数は「**インフルエンザ出席停止期間基準早見表**」（インフルエンザ罹患証明書の裏面）を参考にしてください。
 - ・インフルエンザ停止期間中は、**朝・夕2回検温と記入**をお願いします。登校時には**署名・捺印**も忘れずにしてください。
 - ・**解熱の基準は37.0℃未満**です。平熱が37.0℃を超える場合は、その旨を「インフルエンザ罹患証明書」にご記入ください。
- ※「インフルエンザ罹患証明書」に不備があった場合、忘れた場合、出席停止期間前に登校した場合などは学校から連絡をします。
- ※今回の対応はインフルエンザのみです。ほかの感染症にかかった場合は今まで通りの「出席停止通知書」使用し、医師に「登校許可証明書」を書いてもらってから登校します。